

湖西市議会議員政治倫理条例

平成 26 年 12 月 11 日
条 例 第 37 号

湖西市議会が指針とする「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は市民の代表としての高い倫理観と深い見識により、湖西市議会自らが定めた政治倫理基準に基づき、市政の推進に努めるとともに、誇りと使命感を持って市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

【解説】

市民と議員との信頼関係を確立するためには、議員が自ら政治倫理を高め、常に説明責任を果たすことが必要となります。

このような観点から、公明正大な市政の推進のために、議員が自ら守るべき倫理基準を定めるものであり、明文化することで、議員が市民に対して約束をすることになり、相互の信頼関係を形成する基盤とするものです。

（目的）

第1条 この条例は、湖西市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識向上に努め、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議員は、市民の厳粛な負託を受けた者であることを深く認識し、その付託に全力で応えるため、市民の疑惑を招くことのないよう、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その説明責任を果たさなければならない。

【解説】

議員が、果たさなければならない最低限の責務について規定するとともに、疑惑を持たれたときには、自ら事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならないという倫理の原点を示しています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表者として、その品位及び名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市又は市が財政的援助を与える法人のうち議長が定めるもの（以下この条において「市等」という。）が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市等が締結する請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
- (4) 市等の職員の採用、昇格、降格、異動その他の人事に関与しないこと。
- (5) 市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

【解説】

各号に議員が遵守すべき政治倫理基準を定めています。

- (1) 議員は、市民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような行為や市民に不正の疑惑を持たれる行為をしないことと定めています。
- (2) 議員は、常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、地位を利用した金品の授受をしないことと定めています。
- (3) 市等が行う許認可等の処分や、公共工事などの契約に関し、議員による口利きや入札妨害などにより、特定の個人、企業、団体等が有利又は不利になるような働きかけをしないことと定めています。
※市が財政的援助を与える法人等・・・本市行政と人的、財政的、業務的に密接な関係のある法人を議長が、決定します。
- (4) 市等の職員の採用等の人事について、特定の職員が有利又は不利になるような取扱いを要求しないことと定めています。

(5) 市等の職員の公正な職務執行を妨げたり、市等の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないことと定めています。

※職員・・・正規職員、再任用職員、非常勤職員、臨時職員

(6) 政治活動に関する寄付について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附をうけないことと定めています。議員の寄付行為は、公職選挙法や政治資金規正法等で規制されていますが、それに加え、適法であっても、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないことと定めています。

(補助等を受けている団体の長への就任)

第4条 議員は、市から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長に就任しないように努めなければならない。

【解説】

議員は補助金の予算に係る議会の議決に関与することから、市から補助等を受けている団体の長に就任しないように努めることを定めています。

※補助又は助成を受けている団体・・・市が交付する補助金、助成金及び利子補給金を受けている団体をいう。

(審査の請求)

第5条 議員は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の8分の1以上の議員の連署をもって、その代表者（第8条及び第12条第1項において「議員による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。以下この項及び第4項において同じ。）は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の総数の50分の1（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により告示された数とする。）以上の者の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、審査を請求した日前1か月以内に行われたものでなければならない。

3 前2項の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。

4 議長は、第2項の規定による審査の請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が議員の選挙権を有する者であることの確認を求める

ものとする。

- 5 議長は、前項の確認の結果、第 2 項に規定する要件を満たしていると認めるときは、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。
- 6 議長は、第 4 項の確認の結果、第 2 項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、当該審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

【解説】

第 1 項は、議員からの審査請求の要件について定めています。政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、一定の要件を満たした議員の連署をもって、その代表者を通じ議長に対し、審査請求ができることとしています。

※議員の定数の 8 分の 1 以上・・・地方自治法第 135 条第 2 項の議会の懲罰動議の要件に準じている。

第 2 項は、市民からの審査請求の要件について定めています。一定の要件を満たした、湖西市議会議員の選挙権を有する者の連署によって、その代表者を通じ、議長に対し、審査請求ができることとしています。

※公職選挙法第 22 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者・・・審査の請求があった日の直近の選挙人名簿に登録されている者。（毎年 3 月、6 月、9 月、12 月に登録）

※総数の 50 分の 1 以上の者の連署・・・地方自治法の直接請求の要件に準じており、総数の 50 分の 1 は、地方自治法第 74 条第 5 項に基づき告示された人数。

※審査を請求した日前 1 か月以内の連署・・・地方自治法施行令第 92 条第 3 項に準じる。

第 3 項は、審査請求書に添える証拠書類等について定めています。審査請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等を添えて、議長に提出しなければならないこととしています。

※政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等・・・政治倫理基準に反する疑いがあることを客観的に判断できる書類等で、主観的、恣意的なものは認められない。

※書類等・・・書類又は映像記録、音声記録、会議録等含む。

第 4 項は、市民から提出された審査請求書について、選挙管理委員会の確認について定めています。議長は、市民から提出された審査請求書を選挙管理委員会に送付し、その署名が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めることとしています。

第 5 項は、市民からの審査請求が第 2 項に規定する要件を満たしていると認めたと

きの対応について定めています。前項の規定により、選挙管理委員会の確認の結果、議長が、第2項に規定する要件を満たしていると認めるとき、市民による審査請求の代表者に対して、その旨を通知することとしています。

第6項は、市民からの審査請求が第2項に規定する要件を満たしていないと認めたとときの対応について定めています。第4項の規定により、選挙管理委員会の確認の結果、議長が、第2項に規定する要件を満たしていないと認めるとき、その審査請求を却下し、理由を付けて、市民による審査請求の代表者に対して、その旨を通知することとしています。

(政治倫理審査特別委員会の設置等)

第6条 議会は、前条第1項又は第2項の規定による有効な審査の請求を受けたときは、地方自治法第109条の規定に基づき、議会に政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、政治倫理基準を逸脱する行為の存否について調査及び審査を行うものとする。

3 委員会は、委員8人で組織する。

4 委員会の組織、運営等については、この条例に定めるもののほか、湖西市議会委員会条例（昭和46年湖西市条例第24号）の定めるところによる。

【解説】

第1項は、本条例第5条第1項又は第2項の審査請求が有効なときは、地方自治法第109条の規定の基づく特別委員会として、政治倫理審査特別委員会を設置すると定めています。政治倫理審査特別委員会は、有効な審査請求を受けたときに、審査事件ごとに、議会が議決により設置を決定し、その委員の選任を行い、調査及び審査を付託するものとしします。

第2項は、政治倫理基準を逸脱する行為の有無について調査及び審査を行うものとしています。

第3項は、委員については、8人としています。これは、委員長及び副委員長が不在となった場合にも、調査及び審査が行える人数として定めています。

第4項は、この条例に定めがない組織及び運営等については、湖西市議会委員会条例に基づき行うものとしています。

(守秘義務等)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

2 委員会の委員は、その職務を政治的な目的のために利用してはならない。

3 委員会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

【解説】

第1項は、委員会の委員の守秘義務について定めています。委員は、在任中はもちろんのこと、その職を退いた後も、職務上知り得た秘密を他のものに漏らしてはならないこととしています。

第2項は、委員は、その職務を政治的な目的のために利用することを禁止しています。

第3項は、委員は、公平かつ適切に職務を遂行しなければならないと定めています。

(委員会による意見聴取等)

第8条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）、政治倫理基準を逸脱する疑いのある行為に関係する者及び識見を有する者に対し、説明、意見等を聴くために会議への出席を求めること又は調査に必要な資料の提出を求めることができる。

【解説】

委員会は、審査のため必要があるときは、審査対象議員をはじめ審査請求の代表者や政治倫理基準を逸脱する疑いのある行為に関係する者及び識見を有する者（弁護士、公認会計士など）に対し、意見や事情を聴くために出席を求めたり、資料提出を求めることができることを定めています。

(審査対象議員の協力義務)

第9条 審査対象議員は、委員会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない。

2 議長は、審査対象議員が委員会の調査に協力しないとき、又は委員会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

【解説】

第1項は、審査対象議員は、委員会から会議への出席又は調査に必要な資料提出を求められたときは、これを拒むことなく、事案の解明のために協力しなければならないと定めています。

第2項は、審査対象議員が委員会の調査に協力しないとき、又は委員会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することとしています。公表の方法は、市議会ウ

ウェブサイトへの掲載その他議長が適当と認める方法で行うものとしています。

(弁明の機会の付与)

第 10 条 審査対象議員は、委員会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

2 審査対象議員は、次条第 1 項の規定による議長への報告までの間は、委員会に対し、書面により弁明することができる。

【解説】

第 1 項は、審査対象議員は、委員会の会議に出席し、自らの疑惑に関し、書面又は口頭により弁明することができることと定めています。

第 2 項は、委員会が、議長へ審査結果を報告するまでの間であれば、審査対象議員は、委員会に対し書面により弁明できることと定めています。

(審査結果の報告)

第 11 条 委員会は、審査の結果についての報告書を作成しなければならない。

2 委員長は、前項の報告書を議長に提出するとともに、審査の結果を議会に報告しなければならない。

3 委員会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

【解説】

第 1 項は、委員会は、審査の結果についての報告書を作成することについて定めています。

第 2 項は、審査結果の報告書を議長に提出し、本会議において報告することを定めています。

第 3 項は、審査対象議員の名誉の回復について定めています。委員会が、審査の結果、審査対象議員に疑惑の事実がなく、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を行うよう議長に求めることができることとしています。

(審査の結果の通知及び公表)

第 12 条 議長は、前条第 1 項の報告書の提出を受けたときは、議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者及び審査対象議員に対し審査の結果を通知するものとする。

2 議長は、次条第 1 項の意見書の提出後、又は当該意見書の提出期間経過後、遅滞な

く、前項の審査の結果を公表しなければならない。

【解説】

第1項は、審査の結果の通知について定めています。議長は、委員会からの審査の結果について報告を受けたときは、議員又は市民による審査請求の代表者に対し、審査の結果を通知することとしています。

第2項は、審査の結果の公表について定めています。第13条第1項により、審査の結果の通知を受け取った日の翌日から起算して2週間以内に、審査対象議員から意見書が提出された場合、又はその2週間を経過しても意見書が提出されなかったときは、議長は、遅滞なく、審査結果を公表するものとしています。

(意見書の提出及び公表)

第13条 審査対象議員は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の意見書の提出があったときは、前条第2項の規定による公表に併せて、当該意見書又はその概要を公表するものとする。

【解説】

第1項は、審査対象議員からの意見書の提出について定めています。審査対象議員は、議長から審査結果の通知を受けたときは、通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、その審査結果について、議長に対し意見書を提出できることとしています。

※2週間以内・・・民事訴訟法の控訴期間又は民事調停法の調停に代わる決定への異議申立期間に準じている。

第2項は、議長は、提出された意見書又はその概要を、委員会の審査結果（第12条第2項）と併せて公表するものと定めています。

(議会の措置及び公表)

第14条 議会は、委員会から報告を受けた事項を尊重し、審査対象議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、議会在前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

【解説】

第1項は、議会が行う審査対象議員に対する措置について定めています。議会は、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために、審査対象議員に対して、必

要と認める措置を行うこととしています。必要と認める措置の決定は、本会議において決定するものとします。

※必要と認める措置の例・・・議員の辞職勧告、条例の規定を遵守させるための警告など。

第2項は、議会が審査対象議員に対して行った措置の公表について定めています。

(議長職務の代行)

第15条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員（審査を請求した議員及び審査対象議員を除く。）が、この条例に規定する議長の職務を行う。

【解説】

議長が審査の対象となったときは副議長が議長の職務を行うこととしています。また、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは、審査を請求した議員及び審査対象議員を除く年長の議員が議長の職務を行うことについて定めています。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとしており、湖西市議会議員政治倫理条例施行規程により、各様式などについて定めようとするものです。

附 則

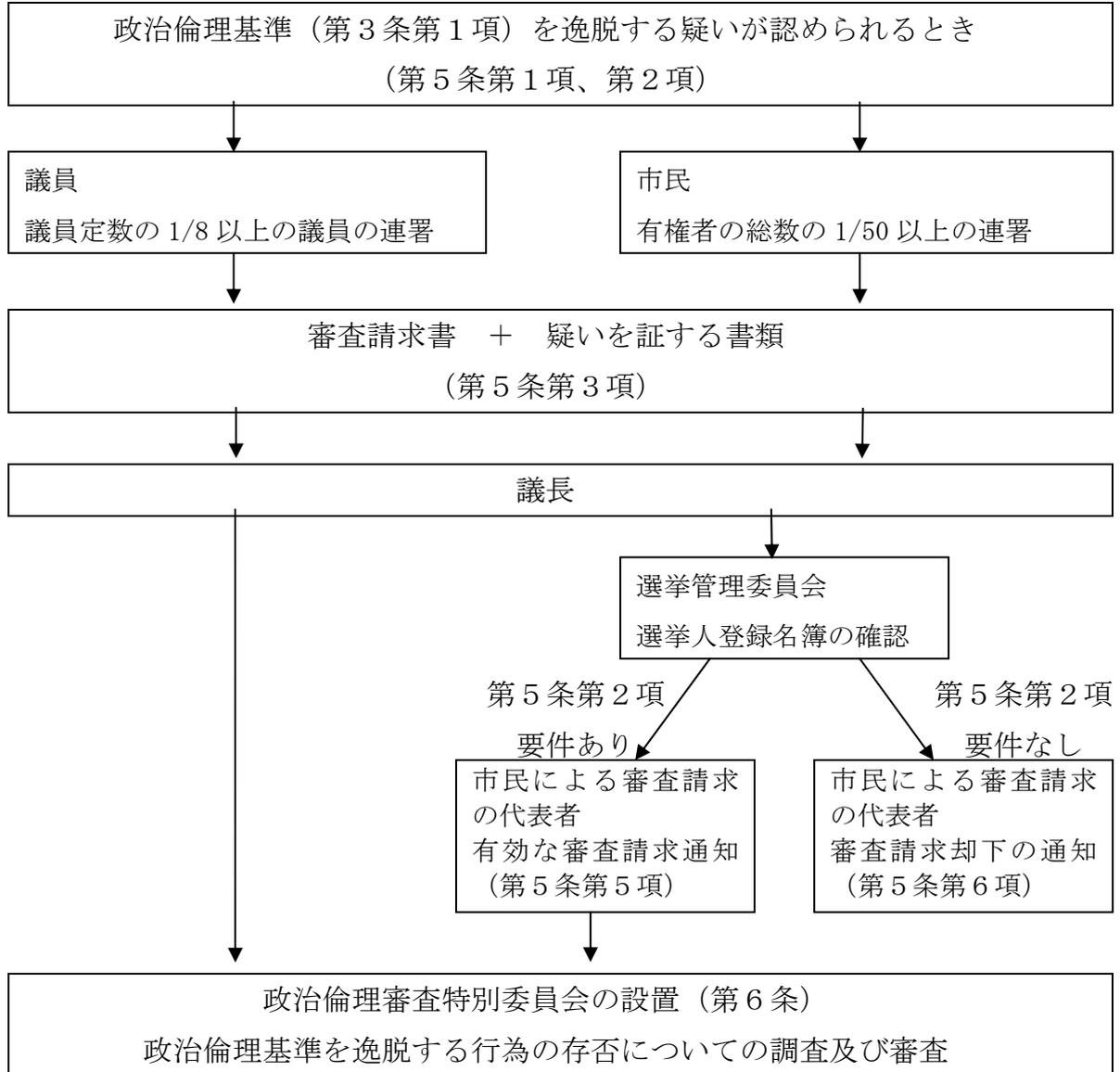
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【解説】

施行期日について規定しており、条例の施行は湖西市議会基本条例の施行と同じ平成27年4月1日からと定めています。

【解説】

政治倫理審査特別委員会の設置（第6条）までの流れ



【解説】

審査から公表まで

